

第 458 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 8 月 3 日(木) 14:00～14:40

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第458回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしく願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、下津取引監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○下津取引監視課長　取引監視課長の下津でございます。

それでは、「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針」につきまして、御説明をいたします。資料は、右上に **資料 3** と記載されているものでございます。

先月24日でございますけれども、みなし熱供給事業者である苫小牧熱供給株式会社から、経済産業大臣に対しまして、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われまして、経済産業大臣から当委員会に認可に係る意見聴取がございましたところ、当該意見聴取への委員会の対応方針について御審議いただきたいと考えております。

1. 経緯 のところでございます。

申請事業者でございますが、苫小牧熱供給株式会社でございます。昭和48年に設立された会社でございます。資本金は3億超でございますけれども、従業員数は30名ということで、いわゆる中小企業でございます。

変更認可申請地区でございますが、苫小牧市西部地区ということで、需要数といたしましては、住宅用で2,680件、業務用で5件となっております。

2. 審査の概要 でございます。

別紙資料3-1と書いてございますけれども、柱は、熱料金の引き上げでございます。燃料費、電力費等の熱供給コストは増大する一方で、需要が減少しているということで、財務状況も悪化しているということでございまして、料金も40%ほど引き上げたいということのようでございます。

3. 審査の進め方 でございます。

経済産業省は、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請を受け付けた場合、あらかじめ当委員会の意見を聴取した上で、認可の可否を判断する。となつてございまして、当委員会は、その申請につきまして審査を行うということでございます。申請書を経済産業大臣が受け付けまして、当委員会への意見聴取を踏まえて、最終的に認可等の回答をするまでの標準処理期間は1か月となっております。

過去に、このような審査を当委員会が行いましたのは、実は令和元年の消費税率変更に伴う料金引き上げに係る意見聴取のみということございまして、その際は、当委員会の事務局において内容を審査した上で、委員会に御審議いただいて回答をしているということでございます。

当委員会の意見聴取という規定でございますけれども、平成27年に熱供給事業法が改正されて、追加されたものでございまして、その改正法は、平成28年の4月1日に施行されたわけでございますが、平成28年4月1日以前はどうであったのか見てみますと、資源エネルギー庁における審査のみを経て認可がされておりました。

御案内のとおり、大手電力会社の電気料金の認可申請につきましては、関係閣僚会議な

どがございますし、また、ガス料金につきましては、大手ガス会社の値上げについてのみではございますけれども、料金制度専門会合において審査を行うことになってございます。

他方で、熱供給に関しましては、そのようなプロセスを経ないといけないことにはなっていないという状況でございます。

電気・ガス料金の審査の例ですとか、影響を受ける需要家数等を勘案いたしまして、今回の経済産業大臣から当委員会になされました意見聴取につきましては、事務局において審査をさせていただいた上で、委員会において御審議をいただきたいと考えております。

今後、この申請を事務局で審査をいたしますが、どのように審査をすることを考えているかということで、**4. 審査における論点**でございますけれども、既に熱供給料金に関しましては、資料3-2ということでつけさせていただいておりますが、算定要領なり審査要領があるわけでございますけれども、これら算定要領なりで記載されていない事項、もしくは記載されていても、少し抽象的な事項につきまして、資料3-3でまとめさせていただいておりますが、これらも我々で審査をしていこうと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——特に御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として審査を進めることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり審査を進めることといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2「適正な電力取引についての指針」の改定等の建議について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　それでは、資料4につきまして御説明いたします。

(趣旨) ですけども、「適正な電力取引についての指針」の改定及び「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」の制定を建議する件について御審議いただきたいとい

うものです。

11行目以下に「経緯」を書いておりますけれども、発電側課金が来年度から導入されることになっております。発電側課金の導入に当たって、制度変更に伴う費用負担を発電側が負うことになるので、発電事業者と小売電気事業者との協議が適切に行われることが重要だと考えております。

この件について、制度設計専門会合において議論を行いまして、27行目以降に書いてある内容で了承されております。

相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針を制定すること。それから、それに関連することとして、適正な電力取引についての指針について、この相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針を参考にする旨の記載を行うこと。こういうことが適当と、了承されたところでございます。

43行目以降に書いてあるとおり、資料4-1をおつけしておりますが、改定案等について経済産業大臣に建議することとしたいと考えておりますけれども、これについて、御議論をいただければと思います。

発電側課金の小売料金に関する制度についても、適切に、どういうふうにするかということを検討する必要もあろうかと思っておりますので、その点も付言しております。

説明は以上になります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

北本委員、お願いします。

○北本委員 今回の件、まず、相対契約に係る転嫁に関する指針について。事業者同士が取引を行うことに関して、ある程度サポートをするというガイドラインだと理解しています。このガイドラインの趣旨は、価格設定は民間事業者間の取引であり国がルールを決めるというよりも、ある程度任せるという前提そういうガイドラインでよろしいでしょうか。また、建議の最後に書かれている付言は、相対契約に関することのみならず、発電側課金全体、導入に関して必要な制度にアップデートしていくという付言でよろしいでしょうか。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　ただいまの北本委員からの御指摘については、まず、この見直しガイドラインの趣旨ですけれども、御指摘のとおりです。基本的には、発電事業者と小売電気事業者の間の契約は民間の取引であり、当事者間の合意によって決まるものだと考えておりますけれども、28行目以下に書いてあるのは、そういう民間の当事者の同意が前提ということの上で、この制度が導入された趣旨をガイドラインに書いて、それについて理解の上で交渉してくださいということを促す内容になっております。

後段の御指摘ですけれども、御理解のとおりでして、全般的な、必要なものを見直す必要があるということだと考えております。

○北本委員　分かりました。ありがとうございました。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとして、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○東取引制度企画室長　取引制度企画室の東です。資料に基づいて御説明をさせていただきます。

(趣旨)は、今、御紹介いただきました日本卸電力取引所(JEPX)の業務規程の変更認可ということをございまして、JEPXから経済産業大臣宛てに変更認可申請がありまして、経済産業大臣から、当委員会に意見聴取が来ているところをございまして、この件について、結論としては「異存ない」と回答してよろしいかということをお審議いただければと思っております。

改正の趣旨は、大きく2つございまして、1つは、ベースロード市場の制度改正に伴うもの、もう一つは、非化石価値取引市場につきまして、法律改正に伴って形式的な改正が

必要になると、こういうことをございます。

「概要」につきましては、少しページを進んでいただきまして、11/81にあります、大きくベースロードの関係でいきますと、これまで1年間の固定価格の商品しかなかったところを2年もの商品が追加されたということで、幾つかの規程に修正が必要になるということ。

それから2つ目ですが、1年もの商品についても、いわゆる燃料費調整制度的なもの、事後調整、事後精算するようなスキームを入れた商品を追加するというので、所要の規程改正が必要になっているということ。

それから、オークションを実施する時期が、今まで7月、9月、11月というのが供出義務のあるオークションだったのですが、これが、8月、10月、11月という形で、少し間隔が短くなるということで、この修正を反映するというもの。

それから、預託金につきましては、2年商品が追加されたことで、まだ暫定的ではありませんけれども、預託金を2%という設定を置くこと。

それから、売買手数料、少し工数が増える、JEPXのほうの工数が増えるということで、手数料を変更するということ。

そのほか、技術的な改正を行うことが、ベースロード関係の修正であります。

それから、2つ進んでいただきまして、非化石は、先ほど申し上げた、いわゆる高度化法という法律の改正が行われたことに伴って、法律の引用する名称が変わっていることと、CCS (Carbon Capture Storage) のついている非化石電源についても、この非化石証書の取引に該当するということを追記するというので、法律変更に伴う形式的な修正があるということをございまして、それぞれ幾つかの規程にはねるということであります。

それで、全部は御紹介いたしません、少し進んでいただきまして、JEPXからの申請の中に、新旧という形で、以降、どこが改正されていくかというのをつけていまして、一番上の「業務規程」のところでは言いますと、こういう形でJEPXの業務がずらっと書いてありまして、ここでいう非化石取引ですとか、ベースロード取引をしますという記載があるわけですが、こうしたところで、非化石のほうであれば、先ほど申し上げた引用している法律の名称が修正されているということと、ベースロードのほうであれば、2年ものが追加されたということで、「1年間の取引」と書いてあるところを「2年間」というのも追記しているのと、取引の時期を修正すると。

こういった形で関連規程について、以降ずらずらっと修正がなされているということ

ございます。

それから、すみません、ここで詳細は割愛させていただきますが、一番最後、80/81ですけれども、こちら委員会としての回答案ということで「異存ない」と回答してよろしいかというところでございます。

それから、最後81/81ですが、もし、この案で御了解いただけましたら、ホームページ上にも「異存ない旨を回答した。」というのを公表したいと考えてございます。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

武田委員、お願いします。

○武田委員　　今回の変更の内容等については、異存はないのですが、資料5-3、業務規程変更認可申請書の後ろに、具体的な業務規程が載っておりますけれども、そのうちの11条の1項の2号に、「仮想の取引をする」ということが書かれています。この「仮想の取引をする」という部分ですけれども、戻りまして、電気事業法に基づく経産大臣の処分に係る審査基準等ということで、前の資料の242行目を見ていただきたいのですが、242行目に「仮装の取引をする」と書いてありまして、恐らくこちらのほうが正しいのではないかなと思います。すなわち業務規程の「仮想」というのが、漢字が間違っているということで、ここのは、公正取引の肝でありますので、修正をしていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

事務局から、いかがでしょうか。

○東取引制度企画室長　　大変申し訳ございません。御指摘のとおりですので、追って修正させていただきたいと思います。

○新川事務局長　　新川ですけれども、それは、大臣への回答に含めるということでしょうか。それとも事務的に調整するということでしょうか。

○横山委員長　　東室長、いかがでしょうか。

○東取引制度企画室長　　回答としては変わらないものだと理解しています。今回のところと直接ということではないと理解していますので、お許しがいただけるのであれば、資

料は差し替えさせていただきますが、回答（案）としては、このように進めさせていただきたいと、事務局としては思いますが、いかがでございましょうか。

○横山委員長　いかがですか。

○新川事務局長　こちらは事務局でございまして、委員の皆様がよろしければ。

○横山委員長　武田委員、いかがでしょうか。

○武田委員　今回の御提案内容については異存ありませんし、私は、手続的にはJEPXのほうで修正をして、この修正をしたものを電事法にのっとして我々が検討等をするのではないかなと思いますので、ここでの指摘をJEPXに伝えることになるのかなと思いました。

○横山委員長　ありがとうございました。

JEPXに伝えて、この業務規程を、また修正をしてもらわなければいけないわけですね、この誤字を。

○武田委員　ですので、修正を前提に認めるということで、私は、そういうことに異存はありません。

○横山委員長　はい、分かりました。

東さん、よろしいでしょうか。

○東取引制度企画室長　はい。

○横山委員長　それでは、ほかに御質問、御意見ございますか。

北本委員、お願いします。

○北本委員　今回の変更については、新商品が入ることによる、いわゆる規程の変更ということで、それ自体は特に異存ございません。

そもそも論の質問で申し訳ないのですが、新たな商品を追加することの目的、どういった効果を期待しているか。取引量を増やすことかと理解しておりますが、東さん、それでよろしいでしょうか。

○東取引制度企画室長　冒頭のところで少し申し上げましたが、大きく言うと2つ商品を追加しております、1つは、1年の取引ですけれども、燃料費を事後的に精算する、もともとは固定価格で、毎年1年間一定の価格、10円なら10円で売りますとしていたものを、実際の燃料費に応じて事後的に精算するという商品を入れましょうというのが一つでして、もう一つは、2年の商品を入れましょうというものであります。

それぞれ若干趣旨が違いまして、前者につきましては、おっしゃるように取引の活性化

という観点から、去年、特に燃料費の見積りを高く、燃料費が上がるかもしれないという
ことで、リスクプレミアムみたいなものをあまりにも大きく入れている事業者がいたもの
ですから、こちらの委員会での議論も踏まえて、事後調整するようにしたほうが買手にと
って買いやすいのではないかと、まさに活性化という観点から追加した。

後者につきましては、どちらかという、資源エネルギー庁の側で、燃料の調達なんか
も踏まえると、もう少し長期の取引が活性化していくべき、活性化させるべきではないか
ということで、ある種、こういう政策市場において、まずは2年もの商品を買、どれ
ぐらい進むかやってみようということなので、後者のほうは、どちらかという安定供給
上の観点から、複数年の商品というのを少し活性化したいという趣旨で導入されたと、こ
ういうことでございます。

○北本委員 分かりました。

その上で取引量を増やす、買いやすい環境をつくるというメリットはあると思いますが、
一方で今までよりも、よりさまざまなプレーヤーが増加してくるのか、こういうところに
参加してくるプレーヤーは、今までとあまり変わらないかどうか。

プレーヤー数も増加するし、現在より様々なプレーヤーが入ってくるとすると、どのよ
うなリスクが発生するかを想定する必要があると思います。リスクとして考えられるのは
不払い等が起きる可能性。契約はしたけれども、支払われないなどの対応、また2年間の
契約をしたが全額実行できない場合に供給側にもたらされるリスク、市場へどのような影
響があると考えられか。その場合に、どういう対策をすべきで事前に委員会としてはどう
いったモニタリングをしていくかについてどのように考えられているか、いかがでしょう
か。

○東取引制度企画室長 取引量なり取引参加者が急激に変わるかという、まず、そこ
まで大きく変わらないのではないかと——これはやってみないと分からないところはもちろ
んありますけれども、まず、売手の大宗は、いわゆる旧一般電気事業者といえますか、大
手の電力会社でベースロード電源を持っている人が供出する、あと、電源開発ですね。そ
ういうことになっていまして、売手は、——もちろんほかの人も売って構わないのですが、
ある意味、ある程度限られているというのが実態であります。

それから、買手につきましても、それぞれ需要に応じて買える量というのが定まってい
まして、そういう中で、どれぐらい買うかということになるので、買手のほうは少し買い
やすくなることによって変わる可能性はあるとは思いますが、売手のほうはそんなに変わ

らないということかなと思っています。

それから、先ほどの不払い等々に関して言いますと、1年より2年のほうが、当然そうしたリスクが出てくるので、預託金を、やはり大きく取る必要があるということだと思っています。

それで、これは資源エネルギー庁の審議会において、大きく取る一方で、小売の買やすさというのでしょうか、参加しやすさとのバランスをとる必要があるということで、暫定的に2%としましょうと。

ただ、ここについては、もう少し専門的な知見も含めて検討する必要があるだろうということで、まずはスケジュールを優先して、と言いますか、当座、暫定的には、今のでスタートしよう。

一方で、並行して今後どういう設計にすべきなのかというのは、引き続き議論をしましょうということになってございますので、そういう形で対応していくのかなと思っています。

○北本委員 モニタリングのほうは、そういう意味では、まだ特に変える予定はないですか。

○東取引制度企画室長 失礼いたしました。そうですね、それぞれのオークションについては、まず、これは従前のおりというか、それぞれのオークションについて監視委のほうで一回ずつ、直近ではこの8月に第1回のオークションが行われて、その直後に我々のほうで、実際に誰がどんな札を入れたのかというのを見て、オークションの結果については、改めて、都度この委員会で御審議いただきたいと考えておりますし、実際に受渡し年度に入ってから、もちろんそこについては、変なことが起きていないようにチェックしていきたいとは思っております。

○北本委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの「暫定的」というところを聞きまして、確かに先ほどのスライドの、受渡し完了していない商品の買い代金2%の預託金ということなので、預託金分というのはかなり小さいと思いますが、実際、どの程度不払い等が起きやすい状況になるのかも分からないので、見ていくということで理解しました。ありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました、業務指針の取引の制限のところ、第11条ですか、ここを修正することについて、・・・武田委員よろしいでしょうか。

○武田委員 先ほどの私の説明がまずかったのかもしれませんが、すみません、これは、今回の認可申請の内容とは違うところで、私が誤字を発見したということでもありますので、この認可申請については、異存ありません。しかるべきときに、この誤字について、誤字であるかどうかも含めてJEPXのほうで考えていただくのが適当ではないかと思えます。ですので、本件につきましては、全く異存はありません。

○横山委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議するということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異存がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。

ただ、この誤字のチェックにつきましては、JEPXにお伝えいただければと思います。

○東取引制度企画室長 承知いたしました。ありがとうございます。

○横山委員長 それでは、議題の4に移りたいと思います。「2022年度監査結果について」に関しまして、伊藤総合監査室長から御説明をよろしく願いいたします。

○伊藤総合監査室長 まず、資料6を御覧ください。「2022年度監査結果について」でございます。

(趣旨)の欄を御確認ください。

2022年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果につきまして、経済産業大臣への報告及び委員会ホームページへの公表を行うに当たり、事務局案について御審議いただくものでございます。

御了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたいと考えてございます。

主なポイントでございます。

18行目以降ですが、＜監査結果の要旨(概要)＞でございます。

「1. 電気事業」、(1) 主な重点監査項目、①約款の運用等に関する監査、でございます。

一般送配電事業者におきましては、工事負担金の長期未精算の事案が発生し、原因究明、再発防止等を各社が実施しているところ、2021年度も託送料金に係る誤算定、工事負担金

の長期未精算の事案が発生しております。

このため、2022年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から再発防止策の実施状況等を確認してございます。

②託送供給収支に関する監査、でございます。35行目を御覧ください。

省令の改正を受け、2021年度の託送供給等収支の監査において、超過利潤計算書上、超過契約額、次のページに行ってくださいまして、の有無及び調査方法について確認してございます。

その結果、超過契約額が確認されたことから、2022年度監査においても、引き続き、超過契約額の有無を確認してございます。

③体制整備等に対する監査。

一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化してございます。

47行目、(2)の監査の結果、でございます。

8事業者において12件の指摘事項がございまして、所要の指導を行ってございます。

(3)の指摘事項の状況、でございます。これにつきましては、記載のとおりでございます。

「2. ガス事業」、次のページに行ってくださいまして、(1)主な重点監査項目、です。

①託送供給収支書に関する監査。

これは、2021年度監査におきまして、単純ミスによる配賦計算誤り等の指摘が80件ございました。

このため、2022年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないかを確認してございます。

②託送供給に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査、でございます。

2022年4月より、ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備を行うこととされてございます。また、親会社がガス事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止されてございます。これらが適切に実施されているかにつきまして、その遵守状況を確認してございます。

(2) 監査の結果、でございます。

69事業者において114件の指摘事項があり、所要の指導を行ってございます。

(3) 指摘事項の状況。記載のとおりでございます。

続きまして、大臣報告の内容でございます。

まず最初に、電気事業監査に関する大臣報告への鑑文を資料6-1としてつけさせていただきます。本文で、「記載の電気事業法の規定に基づきまして、別添のとおり報告します。」とさせていただきます。

(別添)として、次のページにつけさせていただきます。

「2022年度電気事業監査の結果について(案)」ということでございまして、これらの項目立てにつきましては、例年のとおりでございます。

まず「1. 監査の目的」を記載させていただきまして、5行目あたりになお書きを書いてございますが、「2022年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり」ということで、先ほど概要のときに御説明した3点、これを記載させていただいています。

2つ目として「監査対象期間及び監査実施期間」、3つ目として「監査実施者及び実施の方法」、4つ目として「監査の内容」、5つ目、これが報告事項の重要なところでございますが、「一般送配電事業者等の監査の結果」ということで、2022年度において実施した監査の結果、8事業者において12件の指摘事項がございました。

これについては、電気事業法に基づく事業者に対する勧告並びに電気事業法に基づく経済産業大臣への勧告、これを行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ってございます。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりということで、記載のとおりでございます。詳細は別紙としてつけさせていただきます。

その上で、「関係条文」をつけさせていただいて、(別紙)として、詳細な内容を記載してございます。ここの欄外の(注)に記載させていただきましたが、「経済産業大臣への報告に当たりましては、所管名及び事業者名を追記して報告する。」こととさせていただければと思います。

続きまして、「ガス事業監査」に関する大臣報告でございます。

資料6-2に鑑文をつけさせていただきます。こちら本文として記載してございますガス事業法、この規定に基づきまして、別添のとおり報告するというようにしたいと思います。

続きまして、(別添)でございます。これも電気と同じですけれども、項目立ては例年とおりでございます。

まず「1. 監査の目的」ということで、これも5行目ぐらいですが、「なお、2022年度監

査においては、主な重点監査項目は以下のとおり」とさせていただきまして、先ほど概要のときに説明させていただきました2点、これを記載してございます。

その他、「2. 監査対象期間及び監査実施期間」、「3. 監査実施者及び実施の方法」、「4. 監査の内容」、「5. 一般ガス導管事業者の監査の結果」でございます。

2022年度において実施した監査の結果、69事業者において114件の指摘事項がございました。これにつきましては、ガス事業法の規定に基づく事業者に対する勧告並びにガス事業法に基づく大臣への勧告、この行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ってございます。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりということでございまして、詳細は電気と同様、別紙のとおりつけさせていただければと思っております。

こちら「関係条文」をつけた上で、(別紙)としてガス事業の監査結果をつけさせていただいております。こちらは全部で114件ございますので、ちょっとページは飛びますが、こちら最後の欄外のところに(注)を記載させていただいておりますが、「経済産業大臣への報告に当たりましては、所管名及び事業者名を追記して報告する。」ということとしたいと考えてございます。

最後に、委員会ホームページにおいて公表する案でございます。

四角のところを見ていただければと思いますが、「本日、電力・ガス取引監視等委員会は、2022年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。」

「1. 概要」、「2. 添付資料」という形ですが、添付資料につきましては、先ほど大臣報告について御説明させていただきましたが、それと同様のものをおつけしたいと思っておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣へ報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に2件、緊急での書面開催を行っております。

「令和5年7月7日からの大雨に係る託送供給約款以外の供給条件の認可について」につき、7月25日付けで、認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

また、ガス小売事業者関係の事案について、7月31日付けで事務局案のとおり、今後の対応について決定をしております。

なお、議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——